

議案第110号

つくば市環境審議会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市環境審議会条例の一部を改正する条例

つくば市環境審議会条例（平成6年つくば市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「環境保全」を「環境の保全」に、「基本的な事項について調査審議する」を「基本的事項に係る調査審議等を行う」に改める。

第3条第1項中「15人」を「25人」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）市議会議員

第3条第1項第3号を削り、同項第4号中「環境保全」を「環境の保全」に、「学識経験」を「学識又は経験」に改め、同号を同項第3号とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、委員の任期を2年未満とすることができる。

第6条に次の8項を加える。

2 専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。

- 3 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 4 専門部会に専門部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 専門部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。
- 6 専門部会長に事故があるとき、又は専門部会長が欠けたときは、あらかじめ専門部会長の指名する当該専門部会に属する委員がその職務を代理する。
- 7 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において「会長」とあるのは「専門部会長」と、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「委員の過半数が」とあるのは「当該専門部会に属する委員の過半数が」と読み替えるものとする。
- 8 審議会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。この場合において、当該議決の結果は、審議会に報告しなければならない。
- 9 専門部会は、第2項の規定により定められた事項の調査審議を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

環境審議会について、柔軟で実態に即した審議体制を確保するため、組織について所要の改正を行い、併せて専門部会について定めるため、この条例案を提出するものである。

## つくば市環境審議会条例（平成6年つくば市条例第19号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条 (略) (所掌事務)	第1条 (略) (所掌事務)
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、 <u>環境の保全</u> に関する <u>基本的事項</u> に係る調査審議等を行う。 (組織)	第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、 <u>環境保全</u> に関する <u>基本的な事項</u> について調査審議する。 (組織)
第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、 <u>25人</u> 以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) (略) (2) <u>市議会議員</u>  (3) <u>環境の保全</u> に <u>学識</u> 又は <u>経験</u> を有する者 2 (略) 3 <u>前項本文の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、委員の任期を2年未満とすることができる。</u> 4 (略) 第4条・第5条 (略) (専門部会) 第6条 (略) 2 <u>専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。</u> 3 <u>専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。</u>	第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、 <u>15人</u> 以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) (略) (2) <u>産業界を代表する者</u> (3) <u>公益を代表する者</u> (4) <u>環境保全</u> に <u>学識</u> <u>経験</u> を有する者 2 (略) 3 (略) 第4条・第5条 (略) (専門部会) 第6条 (略)

- 4 専門部会に専門部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 専門部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。
- 6 専門部会長に事故があるとき、又は専門部会長が欠けたときは、あらかじめ専門部会長の指名する当該専門部会に属する委員がその職務を代理する。
- 7 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において「会長」とあるのは「専門部会長」と、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「委員の過半数が」とあるのは「当該専門部会に属する委員の過半数が」と読み替えるものとする。
- 8 審議会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。この場合において、当該議決の結果は、審議会に報告しなければならない。
- 9 専門部会は、第2項の規定により定められた事項の調査審議を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

第7条 (以下略)

第7条 (以下略)

## 議案第 110 号

# つくば市環境審議会条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市生活環境部環境政策課

### ○ 制定・改廃の経緯及び内容

環境審議会について、柔軟で実態に即した審議体制を確保するため、組織に関して所要の改正を行い、併せて専門部会について定めるため、条例の改正を行う。

その他、環境基本法との整合を明確化するため、語句の修正を行う。

### ○ 他自治体の状況等

環境審議会条例は他市町村においても制定されているが、規定ぶりは統一されていない。

(水戸市、結城市、龍ヶ崎市、高萩市、守谷市、那珂市、稲敷市、五霞町、境町)

### ○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

### ○ 根拠法令及び関係法令等

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条

### ○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

柔軟で実態に即した審議体制を確保することにより、より適切な審議が可能となり、環境行政の適切な運用に寄与する。